

研修修了判定から受験申請の流れ

3月1日～

専攻医

◎最終の研修歴が 2021年3月31日までで登録されていることを確認してください。

4月以降の日付は認められません。終了日が4月以降になっている場合は修正してください。

◎最終の研修歴に紐づく、各評価の自己評価登録（研修項目評価・多職種評価・専攻医からの評価）、指導医への評価依頼を早めに行ってください。

施設での研修終了時（1年以上同施設にいる場合は少なくとも1年に1度）行います。指導医と相談の上、3月に入ったらすぐ行って構いません。

◎経験症例の登録を早めに行ってください。

3月31日まで診療が継続する予定の症例であっても、診療期間の終了日を早めに登録しても内容として差し支えない場合は、早めの日付を終了日として構いません。

登録した経験症例全体で、疾患種別・治療場面・治療形態の必要数を満たしていることが必要です。

研修修了判定依頼後は、登録内容を修正出来なくなります。症例報告は、研修期間に登録された経験症例から選択して作成することになりますので、治療場面・治療形態の選択を十分検討し、数に余裕を持って登録してください。

◎学会発表歴が **1つ以上**登録されていることを確認してください。

※研修項目評価・多職種評価の自己評価と経験症例は、専攻医が登録した後、指導医の評価・確認が必要です。専攻医の先生は時間に十分な余裕をもって、指導医に依頼するようにして下さい。



指導医

◎各評価の指導医評価登録（研修項目評価・多職種評価）を早めに行ってください。

◎経験症例の指導医確認を早めに行ってください。



専攻医

◎「承認依頼中」「確認依頼中」「評価依頼中」のデータがないことを確認してください。

依頼中のデータがあると研修修了判定依頼が出来ません。

専攻医

◎最終の研修歴の承認依頼を出来る限り速やかに行ってください。



プログラム統括責任者

◎最終の研修歴の承認を出来る限り速やかに行ってください。



専攻医

◎研修修了判定依頼を行ってください。

システム上でチェックしている要件を満たすと、研修実績管理システム（専攻医トップ画面）の「修了判定依頼」ボタンを押せるようになります。



受験申請システム

プログラム統括責任者

◎専攻医から研修修了判定依頼が届いたら、プログラム管理委員会で、該当専攻医の研修修了判定を行ってください。
・研修修了判定の詳細は「研修実績管理システム（プログラム統括責任者）利用の手引き」を参照してください。



専攻医

◎受験申請手続きを開始してください。
◎症例報告を登録し、指導医へ確認依頼を行ってください。
・受験申請手続き、症例報告登録の詳細は、受験申請システムマニュアルを参照してください。



指導医

◎症例報告の指導医確認を行ってください。
・症例報告の指導医確認の詳細は、受験申請システムマニュアルを参照してください。



専攻医

◎期限までに受験申請手続きを完了してください。

FAQ

<研修修了要件は満たしているが、研修を延長することの可否について>

研修修了要件を満たしていても、諸事情により研修を延長することは可能です。事情の如何は問いません。
(専門医試験に備え、規定より多く経験症例を登録したい、等も可)

<専門医試験不合格となった場合の対応について>

研修修了後、専門医試験を受験したが不合格となった場合、以下のいずれかを選ぶことが可能です。

①4月まで遡り、研修中の扱いに戻す。

- ・研修中の扱いに戻れば、経験症例の追加登録も可能となります。ただし、研修中は規定通り評価を受け、改めて研修修了判定を受ける必要があります。
- ・研修中の扱いに戻したタイミングで、3ヶ月ロックがかかり登録できない経験症例がある場合は、紙面で申請し、事務局に代理登録を依頼することが可能です。
- ・研修中の扱いに戻す申請方法については、別途ご案内します。

②研修修了日は変更せず、次年度以降の試験で再受験する。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・研修修了日以降の受験可能な期間や回数について、現時点で規定はありませんが、今後規定が設けられるかどうかは未定です。
- ・症例報告に使用できる症例は、研修期間中に経験症例として認められたもののみです。次年度以降の受験時は、研修修了までに登録した経験症例から選んで、症例報告を作成する必要があります。研修修了後の症例は使用できません。
- ・研修修了判定を受けた後に、研修中の経験症例を追加することは原則できませんので、十分注意してください。やむを得ない場合は、学会事務局にご連絡ください。

<研修修了から受験申請までの期間について>

研修修了後、諸事情により受験申請までに期間が空くことは差し支えありません。ただし、以下の点に注意してください。

- ・研修修了日以降の受験可能な期間や回数について、現時点で規定はありませんが、今後規定が設けられるかどうかは未定です。
- ・症例報告に使用できる症例は、研修期間中に経験症例として認められたもののみです。次年度以降の受験時は、研修修了までに登録した経験症例から選んで、症例報告を作成する必要があります。研修修了後の症例は使用できません。
- ・研修修了判定を受けた後に、研修中の経験症例を追加することは原則できませんので、十分注意してください。やむを得ない場合は、学会事務局にご連絡ください。